

東京都の「緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等支援融資制度」
における実施金融機関への選定について

株式会社みずほ銀行は、6月14日付で、東京都耐震改修促進計画に基づく緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するための融資制度（以下「本融資制度」）の実施金融機関として東京都より指定を受けました。これに基づき、本融資制度の取り扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

【東京都 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等支援融資制度の概要】

資金用途	耐震診断費用	耐震改修工事費用
融資対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物 ・敷地が特定緊急輸送道路に接すること ・昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ・道路幅員の概ね1/2以上の高さ	すべての緊急輸送道路沿道建築物 ・敷地が緊急輸送道路に接すること ・昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前に建築されたもの ・道路幅員の概ね1/2以上の高さ ・延べ面積10,000㎡以下
融資対象者	上記建築物の所有者	上記建築物を所有する ・個人 ・中小企業者 1
融資限度額	1億円以内	
融資期間	10年以内	
適用金利	当行所定の金利より低減した利率 2	
取扱開始予定日	2011年7月4日（月）予定	
取扱店	全店 3	
照会先	専用窓口 電話番号：03-3596-5964	

- 1 従業員数や資本金等の規模が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する方。
- 2 金利の引き下げ幅、担保条件等は個別の審査によりご相談させていただきます。
- 3 一部お取り扱いできない店舗がございます。

当行所定の審査の結果、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

本融資制度に関するお問い合わせは専用窓口までお願いいたします。

以上